

告 発 状

平成29年9月4日

殿

産業廃棄物処理法違反及び廃掃法違反事件

告 発 人
住 所 山梨県甲府市堀之内町733-4
氏 名 若 杉 武 弘
連絡先電話番号 090-6156-7070

被告発人
住 所 山梨県甲府市国母5-18-22
法 人 名 井口工業株式会社
代表取締役 井 口 和 則
連絡先電話番号 055-227-0111

第1 訴訟の趣旨

1 被告発人の下記所為は産業廃棄物処理法及び廃掃法（法律第16条）に該当すると思料されるので被告発人を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発事実

1 被告発人は、山梨県山梨市一町田中字山ノ神60番地内（桔梗屋所有地）において、掘削工事の際、土中に埋蔵されている廃棄物を掘り起こした後、産業廃棄物中間処理場及び最終処分場に搬入せず、廃棄物受け入れ許可のない無許可営業の山梨市フルーツ公園内ほったらかし温泉（山梨市矢坪1669番地18）埋土処理施設に、大型ダンプ約108台以上台以上の産業廃棄物を不法に投棄したものである。

第3 告発に至る経緯

1 告発事実は、当該地において被告発人が経営の公務部課長依田静文（1級施工管理技士）を責任者とし、下請け会社井出建設（山梨県北杜市長坂長八田6761-4）が基礎工事を着手した。井出建設から依頼された重機オペレーターが掘削の際、膨大な量であり、基礎掘削が出来ない程の産業廃棄物が埋蔵されていた。（証拠写真添付）重機オペレーター

は産業廃棄物廃掃法の現行法により土壌改良が必要ではないかと判断したが、元請及び下請けの指示で、多少程度の廃棄物を、大型ダンプ108台以上に積み込んだ。残廃棄物は埋め戻しの指示で埋蔵した。オペレーターは当然乍ら最終処分場排出（平成29年6月19日から約1週間近く）と思っていたが、処分関係車両ではない一般業車両に積み込した。（約1台6立米）現場監督に確認したら、ほったらかし温泉に搬入と解かった。

2 これら産業廃棄物は、1台に付チケット販売され、販売元は山梨市内山田組内Y・サーバー、販売は、会社名ふたば企画と名乗る山梨市内プロウカー古屋と名乗る人物から購入したと判明。一連の不法投棄グループが営利目的のため違法重ねたことが窺える。本件告発に対し、被告発人は基より、警察関係は徹底的に捜査対象にするべきと判断いたします。

備考 当該土地（山梨市一町田中字山ノ神60）は約2年半前、渡辺冷菓株式会社が所有し、工場が建設されていた。景気のおりから倒産、負債額等で金融機関より債券回収機構により競売され、その後、甲府市内の会社が落札した。落札した会社が飲料水の計画をしたが断念、当該地の工場建物全体が使用できず、甲府市内不動産立地企画が、解体を白根町にある井上重建に依頼。井上重建は、工場である解体産業廃棄物をすべて当該地の地下に埋蔵する。すべてを埋めるよう指示したのが立地企画である。これらの産業廃棄物不法投棄は山梨市環境課より勧告されているが県峡東森林環境課は全く調査をしていない。これらの経緯があるにもかかわらず、立地企画は桔梗屋本店に売却したのである。第一現認者は、即座に山梨市環境課に申し入れ、面談、証拠写真等を提出。市環境課も現認し工事を中断するよう申し入れ、不法投棄した現場の現況をそのままにするようほったらかしの湯にも通達した。然し、県峡東森林環境課は、山梨市にはこれで終われと指示し、後は、県が指導すると返答されたと山梨市環境課職員が答えている。本来の不法投棄に於いては、速やかに現場保存し、事実関係を把握した後に犯罪行為に至るか検討し、判断を得た上、行政指導をする。犯罪行為があるにもかかわらず、指導と称し、原状回復を即急にさせることは、行政としてあるまじき行為であり、何らかの権力が働いたのか、業者の犯罪を隠蔽したと史料する。また桔梗屋は、産業廃棄物が埋蔵されていると知って、土地購入をしたと推察すれば、本件とは別にコンプライアンス違反が成立する。産業廃棄物が埋蔵されている土地売却の立地企画は、宅地建物取引業者としての剥奪となる。以上（但し書、山梨市環境課面談者、重機オペレーター兩名の意志により事情徴収に応じます。守秘義務に基づき個人情報の流失はないものと判断し承諾致します。）

添付書面（証拠説明書）

- 甲証 1 写真、当該地に埋蔵されている産業廃棄物（不法投棄）
- 甲証 2 写真、排出した廃棄物を積み込み、不法投棄場所への経路（不法投棄現場）
- 甲証 3 元請現場責任者名刺
- 甲証 4 4の1～4の3 排出業者罰則一覧
- 甲証 5 山梨市一町田中字山ノ神60地内、登記簿謄本及び公図